

東京都板橋区環境衛生関係不利益処分取扱要綱実施要領

平成 18 年 3 月 10 日	17 板保生第 209 号	所長決定
平成 30 年 3 月 2 日	29 板保生第 371 号	一部改正
令和 3 年 3 月 18 日	2 板保生第 302 号	一部改正

1 目的

この要領（以下、「要領」という。）は、東京都板橋区環境衛生関係不利益処分取扱要綱（平成 18 年 3 月 日区長決定。以下「要綱」という。）第 15 条の規定に基づき、要綱の円滑な運用を図るための手続及び関連事項等について定めることを目的とする。

2 用語

この要領で使用する用語は、別に定めるものを除き、要綱で使用する用語の例による。

3 違反事実の確認

- (1) 環境衛生監視員（以下「監視員」という。）は、関係法令に違反する事実を発見したときは、その違反事実を次により確認するものとする。
 - ア 違反事実確認書（様式第 1 号）
 - イ 試験検査を要するものは、その検査成績書
- (2) 違反事実確認の時期は、監視員が違反事実を発見したときとする。ただし、試験検査を要するものにあつては、原則として検査結果が判明したときとする。
- (3) 監視員は、違反事実に基づく処分の判断等のため必要がある場合は、当該営業者及び関係者から事情を聴取することができる。

4 処分の命令

要綱に定める処分は次の命令書により行う。

なお、命令書の定めのないものについては、適宜、必要事項を記載した書面を作成し、これにより行う。

- (1) 営業停止命令書（要綱第 4 条、様式第 2 号）
- (2) 業務停止命令書（要綱第 4 条、様式第 3 号）
- (3) 閉鎖命令書（要綱第 4 条、様式第 4 号）
- (4) 営業許可取消命令書（要綱第 8 条、様式第 5 号）
- (5) 使用禁止（制限）命令書（要綱第 3 条、様式第 6 号）
- (6) 改善命令書（要綱第 3 条、様式第 7 号）

5 処分の通知

保健所長は、その権限に属するものを除き、次に掲げる不利益処分事案送付書（様式第 8 号）及び関係する証拠書類を健康生きがい部長に通知するものとする。

なお、これらの書類の写しを送付する場合には、必ず原本と相違ない旨の表示をすること。

(1) 不利益処分事案送付書

ア 送付書の「事実の概要」には、違反内容の事実を明確に記載すること。

イ 「事実に対する措置」には措置経過を記載すること。

ウ 「過去における不利益処分及び違反の有無とその概要」には、過去 2 年間に於ける処分及び違反について、その内容、年月日、経過措置等を記載すること。

エ 「情状及び意見」欄には違反を犯すに至った経緯状況、本人の性状、常習性の有無等及び保健所長の意見を記載すること。

(2) 違反事実確認書

(3) 監視員の違反事実確認報告書（様式第 9 号）及び環境衛生注意指導票（様式第 10 号）

(4) 検査成績書

(5) その他、当該違反を証明するもの又は処分の加算及び減算に関する情状等に参考になる書類等

6 処分の加算及び減算

処分は環境衛生上の安全保持のために行う必要な措置であって、特に処分期間の加算及び減算については濫用すべきではなく、具体的事由に基づき慎重かつ公正に行うものとする。保健所長は、不利益処分期間の加算及び減算が必要なときは、上記 4 (1) の不利益処分事案送付書の「意見」欄にその理由を詳述すること。

7 聴 聞

聴聞は、行政手続法（平成 5 年法律第 8 8 号）及び東京都板橋区行政手続条例（平成 7 年板橋区条例第 3 1 号。以下「行政手続条例」という。）並びに東京都板橋区聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成 6 年板橋区規則第 8 0 号。以下「規則」という。）に従い、次により行う。

(1) 聴聞の主宰者

聴聞の主宰者は、健康推進課長とする。

(2) 聴聞の開催通知

ア 主宰者が被聴聞者に開催通知書を送付する場合は、保健所長を通じて行う。

イ 開催通知は、当該営業者又は代理人に直接手渡すこととし、受領書を徴する。

(3) 関係職員の出席

主宰者は、聴聞を開催するにあたり、処分事案関係職員の出席を求めるものとする。

(4) 聴聞の運営

聴聞は次の順序により行う。

ア 開会

聴聞の開催に当たり、主宰者は、行政手続法第13条第1項第1号又は行政手続条例第13条第1項第1号に基づく聴聞を開催する旨を宣する。

イ 被聴聞者の確認

主宰者は、被聴聞者の営業所所在地、名称、経営者住所及び氏名を確認する。

ウ 代理人の確認

聴聞に当該営業者が出席せず、その代理人が出席した場合は、主宰者は、規則第6条に規定する代理人の資格を証明するための書面により確認する。

エ 聴聞の趣旨説明

主宰者は、被聴聞者に、当該聴聞が処分に当たって、当該営業者に有利となる弁明を与える機会である旨を告げる。

オ 違反事実の確認

主宰者又は主宰者の指名する職員は、予定される不利益処分内容及び根拠となる法令の条項並びにその原因となる事実を被聴聞者に説明し、違反事実と相違ないか被聴聞者に確認する。

カ 参考事項の聴取

主宰者は、違反事実に対する間接的要件、情状等、参考となる弁明を聴取し、証拠書類等の提出を求めることができる。

キ 閉会

主宰者は、当事者の弁明が終了したと判断したとき、聴聞を閉会する旨を宣する。

ク 聴聞調書

主宰者は、規則第14条に規定する聴聞調書を作成する。

ケ 報告書

主宰者は、規則第 15 条に規定する報告書を作成し、健康生きがい部長に提出する。

8 弁明の機会の付与

弁明の機会の付与は、規則に従い、次により行う。

(1) 弁明の機会の付与の方式

弁明は口頭であることを認めたとときを除き、弁明を記載した書面の提出により行う。

(2) 弁明書による弁明

ア 規則第 17 条の規定による付与通知の書面は、原則として、健康生きがい部（保健所）生活衛生課長が当該営業者又は当該営業に責任のある地位にある者に手渡すとともに、受領書を徴する。

イ 弁明書は、健康生きがい部（保健所）生活衛生課に提出するものとする。

(3) 口頭による弁明

ア 開催の通知

7(2)イの規定は、口頭による弁明の開催通知等について準用する。

イ 口頭による弁明を録取する者

弁明を口頭であることを認めたとときは、処分担当課の課長の指名する職員（以下「弁明録取者」という。）が、弁明を録取する。

ウ 弁明調書の提出

弁明録取者は、規則第 19 条に規定する弁明調書を作成し、区長が処分権限を有するものは、健康生きがい部長に、保健所長が処分権限を有するものは、保健所長に提出する。

9 処分の執行

(1) 処分の決定

ア 区長が処分権限を有するものは、健康生きがい部長が、不利益処分事案送付書、証拠書類並びに聴聞調書又は弁明調書に基づき処分を決定する。

イ 保健所長が処分権限を有するものは、保健所長が、調査復命書、違反事実確認書、証拠書類及び弁明調書に基づき処分を決定する。

(2) 命令書の交付

命令書は、原則として、区長が処分権限を有するものは、健康生きがい部長が、保健所長が処分権限を有するものは、保健所長が、当該営業者又は当該営業に責任のある地位にある者に手渡すとともに、受領書を徴する

こと。

(3) 処分期間中の措置

監視員は、処分期間中のものについて、処分の内容に違反していないかを随時確認すること。

(4) 処分の記録及び報告

ア 監視員は、処分期間中又は処分期間終了時の確認を行った場合、速やかにその状況及び結果を保健所長に報告すること。

イ 保健所長は、処分があったときは、その違反内容、命令書交付年月日、改善状況及びその他必要な事項を営業台帳に記載する。

ウ 保健所長は、処分の履行が終了したとき、その経過及び改善状況を関係書類を添えて健康生きがい部長へ報告(様式第 11 号)すること。

10 告 発

(1) 告発の手続き

告発は、告発状に次の関係書類を添付し正副 2 通のうえ、最寄りの捜査機関あて送付するものとする。

ア 違反事実報告書

営業者の本籍、住所、氏名、生年月日、営業種別、違反事実、違反の動機、発生日、発生場所、違反発見後、事犯に対して取った措置等を詳述し、責任の帰属する点を明らかにすること。

イ その他の証拠書類

現場写真(台紙にはり、撮影年月日を明記し、撮影者は署名すること。)命令書写、検査成績書、始末書、答申書、違反事実調査報告書、その他証拠となる書類、物件等違反事実を十分確認できるものを整備し、かつ、書類作成者は署名すること。

11 施行期日

この要領は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

付則(令和 3 年 3 月 18 日 2 板保生第 302 号)

1 この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

別記
様式第1号

年 月 日

違反事実確認書

(あて先)

営業所名称

営業所所在地

営業者氏名

年 月 日 保健所係員の立入り

検査の際、下記の事項が法令に違反して
いたことを認めます。

記

1 違反事実の内容

2 違反発見時及びその内容

様式第2号

番 号

営 業 停 止 命 令 書

営業者住所

営業者氏名

法 第 条 第 項 の 規 定 に 基 づ き 、

下 記 の と お り 営 業 停 止 を 命 ず る。

年 月 日

記

1 営業停止施設

所在地

種別及び名称

2 営業停止期間

日間

年 月 日から

年 月 日まで

3 処分の事由及びその原因と認められる違反行為

[教 示]

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、板橋区長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、板橋区を被告として（訴訟において板橋区を代表する者は板橋区長となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

業 務 停 止 命 令 書

住所
氏名

(年 月 日生)

法 第 条 第 項 の 規 定 に 基 づ き 、

下 記 の と お り 業 務 停 止 を 命 ず る。

年 月 日

記

- 1 氏 名
- 2 現住所
- 3 本 籍
- 4 免 許

種類及び番号

師免許第

号

取 得 年 月 日

年

月

日

- 5 業務停止期間

日間

年 月 日から

年 月 日まで

- 6 処分の事由及びその原因と認められる違反行為

[教 示]

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、板橋区長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、板橋区を被告として（訴訟において板橋区を代表する者は板橋区長となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

閉 鎖 命 令 書

営業者住所
営業者氏名

法 第 条 第 項 の 規 定 に 基 づ き 、

下 記 の と お り 業 務 停 止 を 命 ず る。

年 月 日

記

1 閉鎖施設

所 在 地
種別及び名称

2 閉鎖期間

日間

年 月 日から

年 月 日まで

3 処分の事由及びその原因と認められる違反行為

[教 示]

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、板橋区長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、板橋区を被告として（訴訟において板橋区を代表する者は板橋区長となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第5号

番 号

営 業 許 可 取 消 命 令 書

営業者住所

営業者氏名

法 第 条 第 項 の 規 定 に 基 づ き 、 下 記
の と お り 営 業 許 可 の 取 消 を 命 ず る。

年 月 日

記

- 1 営業許可取消施設
所 在 地
種別及び名称
- 2 許可番号及び年月日
第 号 年 月 日
- 3 処分の事由及びその原因と認められる違反行為

[教 示]

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、板橋区長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、板橋区を被告として（訴訟において板橋区を代表する者は板橋区長となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

使用禁止(制限)命令書

営業者住所

営業者氏名

法第 条第 項の規定に基づき、下記のとおり施設の使用禁止(制限)を命ずる。

年 月 日

記

- 1 使用禁止(制限)施設
所在地
種別及び名称
- 2 使用禁止(制限)個所及び内容
- 3 使用禁止(制限)期間
日間
年 月 日から
年 月 日まで
- 4 処分の事由及びその原因と認められる違反行為

[教 示]

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、板橋区長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、板橋区を被告として（訴訟において板橋区を代表する者は板橋区長となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

改 善 命 令 書

営業者住所

営業者氏名

法 第 条 第 項 (条 例 第 条 第 項) の 規 定 に 基 づ き 、 下 記 の と お り 改 善 を 命 ず る 。

年 月 日

記

1 改善施設

所 在 地

種別及び名称

2 改善事項

3 改善期間

年 月 日まで

[教 示]

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、板橋区長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、板橋区を被告として（訴訟において板橋区を代表する者は板橋区長となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

_____様

不 利 益 処 分 事 案 送 付 書

下記のとおり違反事実がありましたので、法第 条に基づき営業停止(許可取消、使用制限、使用禁止、業務停止、その他)処分を相当と認めますから関係書類を添え事案送付いたします。

記

1 違反施設

営業所名称

営業所所在地

営業の種類

許可年月日

営業者氏名

(年 月 日生)

2 事実の種類

3 事実の発生日

4 事実の概要

5 従前の行政処分及び違反の有無とその内容

6 事実に対する措置

7 証拠書類

_____の調査書 通
_____の答申書 通

8 情 状

9 意 見

10 そ の 他

様式第9号

年 月 日

違反事実確認報告書

(あて先)

保健所長

保健所

環境衛生監視員

下記のとおり違反事実を確認したので報告します。

記

- 1 調査日時 年 月 日
午前(午後) 時 分
- 2 営業所所在地
- 3 営業者住所
- 4 営業者氏名及び生年月日
- 5 営業の種別
- 6 違反発見の動機、年月日及び概要
- 7 違反事実
- 8 措 置

様式第10号

環境衛生注意(指導)票

第 号

年 月 日

_____保健所
環境衛生監視員_____

あなたの営業所について、本日検査をしたところ、下記のとおり

不適の点があるので

注意します。指示された不適箇所が改善されない場合は処分されることがあります。
月 日 時まで本票持参のうえ、
当保健所衛生課環境衛生担当までおいでください。

施設名 _____ 業 種 _____

所在地 _____

経営者氏名 _____

事 項 _____

上記の事実を確認します。

年 月 日

氏 名

係員の求めに応じて何時でも提出できるよう大切に保存してください。

様式第11号

第 号
年 月 日

_____様

不利益処分の履行状況について(報告)

年 月 日付 第 号で通知のあったこのことについて、
下記のとおり確認したので報告します。

記

1 営業者住所氏名

住 所

業 種

氏 名

2 処分内容

(1) 処分()期間

年 月 日から 年 月 日まで 日間

(2) 違反内容

3 調査確認月日

月 日(曜 日)	確 認 事 項	確 認 者 氏 名

4 違反事項に対する措置

5 その他（衛生教育等）